

大口町告示第7号

大口町外出支援サービス事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年2月26日

大口町長 鈴木雅博

## 大口町外出支援サービス事業実施要綱の一部を改正する要綱

大口町外出支援サービス事業実施要綱（平成12年大口町告示第59号）の一部を次のように改正する。

第1条中「日常生活に制限を受ける者に対して、」の次に「大口町コミュニティバス（以下「コミュニティバス」という。）又は」を加え、「タクシー等を利用する場合において、」の次に「コミュニティバス利用料金又は」を加える。

第2条を次のように改める。

（対象者）

第2条 この事業の対象者は、当該年度の4月1日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく住民基本台帳に記録されている者のうち、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当し、かつ、前年度の市町村民税算入に係る合計所得金額が210万円未満のもの

ア 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、総合判定で1級又は2級に該当するもの

イ 療育手帳の交付を受けている障がいの程度がA判定の者

ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障がいの程度が1級の者

エ 特定医療費受給者証（指定難病）保持者

(2) 前号に該当しない者のうち、次のいずれかに該当し、かつ、前年度の市町村民税が非課税のもの又は市町村民税が課税されている者のうち、大口町内に所有する土地等を収用等により譲渡し、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項の規定の適用により市町村民税所得割が課税されていないもの

ア 満80歳以上の者

イ 満75歳以上の単身高齢者又は満75歳以上の者のみで構成される高齢者世帯に属する者

ウ 介護保険法（平成9年法律第132号）の規定により要介護の認定を受け

た者

(3) 満70歳以上の運転免許証返納者

第3条第1項中「事業内容」を「前条第1号に規定する者に対する事業内容」に改め、「相当する額とする」を「相当する額を助成するものとする」に改め、同条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前条第2号に規定する者に対する事業内容は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間において対象者1人につきコミュニティバスの利用回数が66回、タクシー等の利用回数が48回又はコミュニティバスの利用回数が33回及びタクシー等の利用回数が24回を超えない範囲のいずれかとし、1回の利用につき基本料金等に相当する額を助成するものとする。

3 前条第3号に規定する者に対する事業内容は、コミュニティバス利用回数券(以下「回数券」という。)22枚を1度限り助成するものとする。

第4条に次の1項を加える。

2 第2条第3号に規定する運転免許証返納者については、運転免許証返納後1年以内に申請書に運転経歴証明書又は申請による運転免許の取消通知書の写しを添えて町長に提出しなければならない。

第5条の見出し中「助成券」を「助成券等」に改め、同条第1項中「第2条の規定に該当すると認めるときは、申請者に対し大口町外出支援サービス助成券(様式第2。以下「助成券」という。)を交付する」を「次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる」に改め、次の3号を加える。

(1) 第2条第1号の規定に該当すると認められた場合 大口町外出支援サービス助成券(様式第2。以下「助成券」という。)を申請月に応じ別表第1のとおり交付する。

(2) 第2条第2号の規定に該当すると認められた場合 助成券等を申請月に応じ別表第2に定めるアからウのいずれかを交付する。

(3) 第2条第3号の規定に該当すると認められた場合 回数券22枚を交付する。

同条第2項中「第2条」を「第2条各号」に改める。

第6条(見出しを含む。)中「タクシー業者等」を「タクシー事業者等」に改め、

同条中「タクシー事業者等」の次に「又はコミュニティバス事業者（以下「契約事業者」という。）」を加える。

第7条第1項中「助成券の交付」を「助成券等の交付」に改め、「タクシー業者等」を「タクシー事業者等」に改め、「(以下「契約事業者」という。）」を削り、同条第2項及び第3項中「契約事業者」を「タクシー事業者等」に改め、同条第4項中「前項」を「第3項、第5項又は第6項」に改め、同項を第7項とし、第3項の次に次の3項を加える。

- 4 回数券の交付を受けた者がコミュニティバスを利用した場合は、1乗車につき1枚の回数券を乗務員に提出するものとする。
- 5 コミュニティバス事業者は、受給者から受け取った回数券を添えて、当該回数券の枚数分の金額を町長に請求するものとする。
- 6 町長は、第3条第3項に規定する回数券を交付した場合には、コミュニティバス事業者に対して交付枚数を報告し、コミュニティバス事業者はその回数券の枚数に応じた金額を町長に請求するものとする。

第8条中「第2条第1項第1号又は第2号」を「第2条第1号ア又はイ」に改める。

第9条中「助成券」の次に「及び回数券」を加える。

第10条（見出しを含む。）中「助成券」を「助成券等」に改め、同条中「第2条」を「第2条第1号又は第2号」に改める。

第11条中「サービスに要した費用」の次に「並びに回数券」を加え、同条第1号中「助成券」の次に「又は回数券」を加え、同条第2号中「助成券又は偽造した助成券」を「助成券若しくは回数券又は偽造した助成券若しくは回数券」に改める。

様式第1中「㊦」を削り、「助成券」を「助成券等」に改め、

「

申 請	1. 身体障害者手帳 1級・2級 （視覚・聴覚・腎臓・呼吸器・肝臓・ 下肢・体幹） （手帳番号 _____） 2. 療育手帳 A （手帳番号 _____）
--------	---

事由	3. 精神障害者保健福祉手帳 1級 4. 満80歳以上 5. 介護保険 要介護1・2・3・4・5 6. 満75歳以上 単身高齢者・高齢者世帯 7. 特定医療費受給者証（指定難病）保持者
----	--

を

「

申請事由	1. 身体障害者手帳 1級・2級 (手帳番号 )
	2. 療育手帳 A (手帳番号 )
	3. 精神障害者保健福祉手帳 1級
	4. 特定医療費受給者証（指定難病）保持者
	5. 満80歳以上
	6. 満75歳以上 単身高齢者・高齢者世帯
	7. 介護保険 要介護1・2・3・4・5
	8. 運転免許証返納

に改め、

「※特定疾患医療給付事業受給者票をお持ちの方は、ご提示ください。」を

「※特定疾患医療給付事業受給者票をお持ちの方は、ご提示ください。

※運転経歴証明書等をお持ちの方は、ご提示ください。」に改める。

様式第4中「㊦」を削り、「助成券」を「助成券等」に改め、

「

対象区分	1. 身体障害者手帳 1級・2級（視覚・聴覚・腎臓・呼吸器・肝臓・下肢・体幹）
	2. 療育手帳 A
	3. 精神障害者保健福祉手帳 1級
	4. 満80歳以上
	5. 介護保険 要介護1・2・3・4・5
	6. 満75歳以上 単身高齢者・高齢者世帯
	7. 特定医療費受給者証（指定難病）保持者

を

「

対 象	1. 身体障害者手帳 1級・2級
	2. 療育手帳 A
	3. 精神障害者保健福祉手帳 1級
	4. 特定医療費受給者証（指定難病）保持者
区 分	5. 満80歳以上
	6. 満75歳以上 単身高齢者・高齢者世帯
	7. 介護保険 要介護1・2・3・4・5

」

に改める。

#### 附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の大口町外出支援サービス事業実施要綱の規定は、令和3年度以後の事業について適用し、第2条第3号に規定する運転免許証返納者は令和3年4月1日以後に運転免許証を返納した者に限る。

大口町外出支援サービス事業実施要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、町内に在住し、在宅で生活し、高齢や心身等に障がいがあるため、日常生活に制限を受ける者に対して、<u>大口町コミュニティバス（以下「コミュニティバス」という。）</u>又はタクシー等を利用する場合において、<u>コミュニティバス利用料金又はタクシー等料金の一部を助成すること</u>（以下「外出支援サービス事業」という。）によって、移動手段の確保と生活の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(対象者)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、町内に在住し、在宅で生活し、高齢や心身等に障がいがあるため、日常生活に制限を受ける者に対して、<u>タクシー等を利用する場合において、タクシー等料金の一部を助成すること</u>（以下「外出支援サービス事業」という。）によって、移動手段の確保と生活の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(対象者)</p>
<p>第2条 この事業の対象者は、当該年度の4月1日において、<u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく住民基本台帳に記録されている者のうち、次のいずれかに該当する者とする。</u></p> <p>(1) <u>次のいずれかに該当し、かつ、前年度の市町村民税算入に係る合計所得金額が210万円未満のもの</u></p> <p>ア <u>身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、総合判定で1級又は2級に該当するもの</u></p>	<p>第2条 この事業の対象者は、当該年度の4月1日において、<u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく住民基本台帳に記録されている者のうち、次の第1号、第2号、第3号及び第7号のいずれかに該当し前年度の市町村民税算入に係る合計所得金額が200万円未満のもの又は次の第4号、第5号及び、第6号のいずれかに該当し前年度の市町村民税が非課税のもの若しくは市町村民税が課税されている者のうち、大口町内に所有する土地等を収用等により譲渡し、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項の規定の適用により市町村民税所得割が課税されていないものをいう。</u></p> <p>(1) <u>身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、障がい部位が視覚障がい、聴覚障がい、腎臓機能障がい、呼吸器機能障がい、肝臓機能障がい、肢体不自由のうち下肢不自由若しくは体幹不自由又は脳原性機能障がいの中の移動機能障がいであり、総合判</u></p>

新	旧
<p>イ <u>療育手帳の交付を受けている障がいの程度がA判定の者</u></p> <p>ウ <u>精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障がいの程度が1級の者</u></p> <p>エ <u>特定医療費受給者証（指定難病）保持者</u></p> <p>(2) <u>前号に該当しない者のうち、次のいずれかに該当し、かつ、前年度の市町村民税が非課税のもの又は市町村民税が課税されている者のうち、大口町内に所有する土地等を収用等により譲渡し、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項の規定の適用により市町村民税所得割が課税されていないもの</u></p> <p>ア <u>満80歳以上の者</u></p> <p>イ <u>満75歳以上の単身高齢者又は満75歳以上の者のみで構成される高齢者世帯に属する者</u></p> <p>ウ <u>介護保険法（平成9年法律第132号）の規定により要介護の認定を受けた者</u></p> <p>(3) <u>満70歳以上の運転免許証返納者</u> （事業内容）</p> <p>第3条 <u>前条第1号に規定する者に対する事業内容は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間において対象者1人につきタクシー等の利用回数が48回を超えない範囲とし、1回の利用につき基本料金等に相当する額を助成するものとする。</u></p> <p>2 <u>前条第2号に規定する者に対する事業内容は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間において対象者1人につきコミュニティバスの利用回数が66回、タクシー等の利用回数が48回又はコミュニティバスの利用回数</u></p>	<p><u>定で1級又は2級に該当するもの</u></p> <p>(2) <u>療育手帳の交付を受けている障がいの程度がA判定の者</u></p> <p>(3) <u>精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障がいの程度が1級の者</u></p> <p>(4) <u>満80歳以上の者</u></p> <p>(5) <u>介護保険法（平成9年法律第132号）の規定により要介護の認定を受けた者</u></p> <p>(6) <u>満75歳以上の単身高齢者又は満75歳以上の者のみで構成される高齢者世帯に属する者</u></p> <p>(7) <u>特定医療費受給者証（指定難病）保持者</u> （事業内容）</p> <p>第3条 <u>事業内容は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間において対象者1人につきタクシー等の利用回数が48回を超えない範囲とし、1回の利用につき基本料金等に相当する額とする。</u></p>



新	旧
<p><u>が33回及びタクシー等の利用回数が24回を超えない範囲のいずれかとし、1回の利用につき基本料金等に相当する額を助成するものとする。</u></p>	
<p><u>3 前条第3号に規定する者に対する事業内容は、コミュニティバス利用回数券（以下「回数券」という。）22枚を1度限り助成するものとする。</u></p>	
<p><u>4 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条に定めている一般乗用旅客自動車運送事業における患者等を輸送するため寝台等必要な特別装備をした車両の基本料金等は、国土交通省中部運輸局が定めた一般乗用旅客自動車運送事業の運賃（患者等を輸送する車両に限る。）の尾張地区の初乗料金（走行4キロメートルまで）以下とする。</u> （申請書の提出）</p>	<p><u>2 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条に定めている一般乗用旅客自動車運送事業における患者等を輸送するため寝台等必要な特別装備をした車両の基本料金等は、国土交通省中部運輸局が定めた一般乗用旅客自動車運送事業の運賃（患者等を輸送する車両に限る。）の尾張地区の初乗料金（走行4キロメートルまで）以下とする。</u> （申請書の提出）</p>
<p>第4条 外出支援サービス事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、大口町外出支援サービス助成申請書（様式第1。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。</p>	<p>第4条 外出支援サービス事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、大口町外出支援サービス助成申請書（様式第1。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。</p>
<p><u>2 第2条第3号に規定する運転免許証返納者については、運転免許証返納後1年以内に申請書に運転経歴証明書又は申請による運転免許の取消通知書の写しを添えて町長に提出しなければならない。</u> （助成券等の交付等）</p>	<p>（助成券の交付等）</p>
<p>第5条 町長は、前条の規定により申請書を受理したときは、その内容を審査し、<u>次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</u> <u>(1) 第2条第1号の規定に該当すると認めた場合 大口町外出支援サービス助成券（様式第2。以下「助成券」という。）を申請月に応じ別表第1のとおり交付する。</u> <u>(2) 第2条第2号の規定に該当すると認めた</u></p>	<p>第5条 町長は、前条の規定により申請書を受理したときは、その内容を審査し、<u>第2条の規定に該当すると認めたときは、申請者に対し大口町外出支援サービス助成券（様式第2。以下「助成券」という。）を交付する。</u></p>

新	旧
<p><u>場合 助成券等を申請月に応じ別表第2に定めるアからウのいずれかを交付する。</u></p> <p><u>(3) 第2条第3号の規定に該当すると認めた場合 回数券22枚を交付する。</u></p> <p>2 町長は、<u>第2条各号に該当しないと認めたときは、大口町外出支援サービス助成却下通知書（様式第3）により申請者に通知するものとする。</u></p> <p><u>（タクシー事業者等との契約）</u></p> <p>第6条 町長は、<u>タクシー事業者等又はコミュニティバス事業者（以下「契約事業者」という。）との間において、助成に関し必要な事項について契約を締結するものとする。</u></p> <p><u>（サービスの利用方法）</u></p> <p>第7条 <u>助成券等の交付を受けた者（以下「受給者」という。）が、前条に規定するタクシー事業者等を利用した場合に、1乗車につき1枚の助成券を乗務員等に提出するものとする。</u></p> <p>2 <u>タクシー事業者等は、前項の規定により助成券の提出があったときは、タクシー等料金から助成の額を控除した額を、受給者に請求するものとする。</u></p> <p>3 <u>タクシー事業者等は、受給者から受け取った助成券を添えて、当該助成券の枚数分の基本料金等を町長に請求するものとする。</u></p> <p>4 <u>回数券の交付を受けた者がコミュニティバスを利用した場合は、1乗車につき1枚の回数券を乗務員に提出するものとする。</u></p> <p>5 <u>コミュニティバス事業者は、受給者から受け取った回数券を添えて、当該回数券の枚数分の金額を町長に請求するものとする。</u></p> <p>6 <u>町長は、第3条第3項に規定する回数券を交付した場合には、コミュニティバス事業者に対して交付枚数を報告し、コミュニティバス事業者はその回数券の枚数に応じた金額を</u></p>	<p>2 町長は、<u>第2条に該当しないと認めたときは、大口町外出支援サービス助成却下通知書（様式第3）により申請者に通知するものとする。</u></p> <p><u>（タクシー業者等との契約）</u></p> <p>第6条 町長は、<u>タクシー業者等との間において、助成に関し必要な事項について契約を締結するものとする。</u></p> <p><u>（サービスの利用方法）</u></p> <p>第7条 <u>助成券の交付を受けた者（以下「受給者」という。）が、前条に規定するタクシー事業者等（以下「契約事業者」という。）を利用した場合に、1乗車につき1枚の助成券を乗務員等に提出するものとする。</u></p> <p>2 <u>契約事業者は、前項の規定により助成券の提出があったときは、タクシー等料金から助成の額を控除した額を、受給者に請求するものとする。</u></p> <p>3 <u>契約事業者は、受給者から受け取った助成券を添えて、当該助成券の枚数分の基本料金等を町長に請求するものとする。</u></p>

新	旧
<p><u>町長に請求するものとする。</u></p> <p>7 町長は、<u>第3項、第5項又は第6項の規定</u>により契約事業者から請求があったときは、速やかに当該請求金額を支払うものとする。</p> <p>(手帳の提示)</p> <p>第8条 <u>第2条第1号ア又はイ</u>に該当する受給者がタクシー等を利用する場合は、身体障害者手帳又は療育手帳を必ず携帯し、タクシー等の乗務員等から提示を求められたときは、これに応じなければならない。</p> <p>(再交付の制限)</p> <p>第9条 助成券<u>及び回数券</u>は、いかなる理由があっても再交付しないものとする。</p> <p>(助成券等の返還)</p> <p>第10条 受給者は、<u>第2条第1号又は第2号</u>に該当しなくなったときは、直ちに大口町外出支援サービス助成資格喪失届(様式第4)に残存する<u>助成券等</u>を添えて町長に返還しなければならない。</p> <p>(譲渡、担保又は虚偽使用の禁止)</p> <p>第11条 次の各号のいずれかに該当する場合は、町長は、助成券及びサービスに要した費用<u>並びに回数券</u>の返還を命ずることができる。</p> <p>(1) 受給者が、助成券<u>又は回数券</u>を他人に譲渡し、又は担保として不正に使用した場合</p> <p>(2) 虚偽の申請をして入手した<u>助成券若しくは回数券又は偽造した助成券若しくは回数券</u>を使用した場合</p> <p>別表第1、別表第2(第5条関係)</p> <p>【別記】</p> <p>様式第1(第4条関係)</p> <p>【別記】</p> <p>様式第4(第10条関係)</p> <p>【別記】</p>	<p>4 町長は、<u>前項</u>の規定により契約事業者から請求があったときは、速やかに当該請求金額を支払うものとする。</p> <p>(手帳の提示)</p> <p>第8条 <u>第2条第1項第1号又は第2号</u>に該当する受給者がタクシー等を利用する場合は、身体障害者手帳又は療育手帳を必ず携帯し、タクシー等の乗務員等から提示を求められたときは、これに応じなければならない。</p> <p>(再交付の制限)</p> <p>第9条 助成券は、いかなる理由があっても再交付しないものとする。</p> <p>(助成券の返還)</p> <p>第10条 受給者は、<u>第2条</u>に該当しなくなったときは、直ちに大口町外出支援サービス助成資格喪失届(様式第4)に残存する<u>助成券</u>を添えて町長に返還しなければならない。</p> <p>(譲渡、担保又は虚偽使用の禁止)</p> <p>第11条 次の各号のいずれかに該当する場合は、町長は、助成券及びサービスに要した費用の返還を命ずることができる。</p> <p>(1) 受給者が、助成券を他人に譲渡し、又は担保として不正に使用した場合</p> <p>(2) 虚偽の申請をして入手した<u>助成券又は偽造した助成券</u>を使用した場合</p> <p>様式第1(第4条関係)</p> <p>【別記】</p> <p>様式第4(第10条関係)</p> <p>【別記】</p>

別表第1 (第5条関係)

申請月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
助成券	48枚	44枚	40枚	36枚	32枚	28枚	24枚	20枚	16枚	12枚	8枚	4枚

別表第2 (第5条関係)

申請月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ア. 助成券	48枚	44枚	40枚	36枚	32枚	28枚	24枚	20枚	16枚	12枚	8枚	4枚
イ. 助成券	24枚	22枚	20枚	18枚	16枚	14枚	12枚	10枚	8枚	6枚	4枚	2枚
及び回数券	33枚			22枚			11枚					
ウ. 回数券	66枚			44枚			22枚					

新

様式第1 (第4条関係)

大口町外出支援サービス助成申請書

年 月 日

大口町長 様

申請者 住 所 大口町  
氏 名  
助成対象者との続柄  
電 話

下記のとおり大口町外出支援サービスの利用を申請します。  
なお、助成券等の交付のため、私の町民税の課税状況を閲覧することに同意します。

助 成	住 所	大口町		
対象者	氏 名		生年月日	年 月 日
申 請 事 由	1. <u>身体障害者手帳 1級・2級</u> (手帳番号 )			
	2. <u>療育手帳 A</u> (手帳番号 )			
	3. <u>精神障害者保健福祉手帳 1級</u>			
	4. <u>特定医療費受給者証 (指定難病) 保持者</u>			
	5. <u>満80歳以上</u>			
	6. <u>満75歳以上 単身高齢者・高齢者世帯</u>			
	7. <u>介護保険 要介護1・2・3・4・5</u>			
	8. <u>運転免許証返納</u>			
備 考				

※特定疾患医療給付事業受給者票をお持ちの方は、ご提示ください。

※運転経歴証明書等をお持ちの方は、ご提示ください。



様式第1 (第4条関係)

大口町外出支援サービス助成申請書

年 月 日

大口町長 様

申請者 住 所 大口町  
氏 名 ⑩  
助成対象者との続柄  
電 話

下記のとおり大口町外出支援サービスの利用を申請します。  
なお、助成券の交付のため、私の町民税の課税状況を閲覧することに同意します。

助 成 対象者	住 所	大口町		
	氏 名		生年月日	年 月 日
申 請 事 由	1. <u>身体障害者手帳 1級・2級 (視覚・聴覚・腎臓・呼吸器・肝臓・下肢・ 体幹)</u> (手帳番号 _____)			
	2. <u>療育手帳 A</u> (手帳番号 _____)			
	3. <u>精神障害者保健福祉手帳 1級</u>			
	4. <u>満80歳以上</u>			
	5. <u>介護保険 要介護1・2・3・4・5</u>			
	6. <u>満75歳以上 単身高齢者・高齢者世帯</u>			
	7. <u>特定医療費受給者証 (指定難病) 保持者</u>			
備 考				

※特定疾患医療給付事業受給者票をお持ちの方は、ご提示ください。

新

様式第4 (第10条関係)

大口町外出支援サービス助成資格喪失届

年 月 日

大口町長 様

届出者住 所  
氏 名  
助成対象者との続柄  
電 話

下記のとおり、資格を喪失しましたので、助成券等を添えて届け出します。

助 成	住 所	大口町		
対象者	氏 名			
資格喪失年月日	年 月 日	喪失理由	転出・死亡・その他	
対 象 区 分	<u>1. 身体障害者手帳 1級・2級</u> <u>2. 療育手帳 A</u> <u>3. 精神障害者保健福祉手帳 1級</u> <u>4. 特定医療費受給者証 (指定難病) 保持者</u> <u>5. 満80歳以上</u> <u>6. 満75歳以上 単身高齢者・高齢者世帯</u> <u>7. 介護保険 要介護1・2・3・4・5</u>			
備 考				

旧

様式第4 (第10条関係)

大口町外出支援サービス助成資格喪失届

年 月 日

大口町長 様

届出者住 所

氏 名

印

助成対象者との続柄

電 話

下記のとおり、資格を喪失しましたので、助成券を添えて届け出します。

助 成	住 所	大口町		
対象者	氏 名			
資格喪失年月日	年 月 日	喪失理由	転出・死亡・その他	
対 象 区 分	<u>1. 身体障害者手帳 1級・2級 (視覚・聴覚・腎臓・呼吸器・肝臓・ 下肢・体幹)</u> <u>2. 療育手帳 A</u> <u>3. 精神障害者保健福祉手帳 1級</u> <u>4. 満80歳以上</u> <u>5. 介護保険 要介護1・2・3・4・5</u> <u>6. 満75歳以上 単身高齢者・高齢者世帯</u> <u>7. 特定医療費受給者証 (指定難病) 保持者</u>			
備 考				